

00989

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四〇年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◆告示

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

地域森林計画の公表の場所

地域森林計画の変更に係る部分の公表の場所

米飯提供業者の登録

道路の位置の指定

土地の公用廃止

土地改良事業の認可

新たに行なうとする土地改良事業の認可

鳥取県選挙管理委員会の招集

◆教委規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する

鳥取県告示第六百七十一号

土地区画整理事業法（昭和二十九年法律第二百十九号）第五

十五条第九項の規定により米子都市計画事業富士見土地
区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同
条第十項において準用する同法同条第七項の規定により

次のとおり告示する。

昭和三十八年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子都市計画事業富士見地区画整理事業

事務所の所在地 米子市中町二十番地（米子市役所内）

事業計画の認可年月日

昭和三十七年七月三十日

二 變更認可の年月日

昭和三十八年十二月二十三日

鳥取県告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第

告

示

00991
(第3種郵便物)
可認

00990

鳥取県告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第

三項の規定により、昭和三十七年に定めた鳥取・八頭・金子・大山・久野・赤木・千葉・川西・北村・高木の十ヶ所を主な査定場所として、年次査定を行なう。

倉吉　米子及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により変更に係る部分を次の場所において公表する。

昭和三十八年十二月一十七日

公表の場所

東坡集卷之三

公私場所

鳥取縣知事 石

破
二
朗

鳥取縣苦勞第六十四號

食糧管理法施行規則

第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯

鳥取県農林部林務課

より告示する。

昭和三十八年十二月二十七日

鳥取県知事
石破二朗

一項の規定に基づき、倉吉森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により次の場所で公示する。

00993

(第3種郵便物)

00992

(第3種郵便物)

鳥取市立田町三丁	鳥取市卯垣字下大崩九十九番一の一部
田淵 存治	九八番の一部

(右指定部分に含まれる農道の一部及び水路の一部を含む。)

幅員 四メートル
延長 一七二・七メートル

鳥取県告示第六百七十六号

次の土地は、昭和三十八年十二月二十日から公用を廃止した。

昭和三十八年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗
場所 地目面積
鳥取市卯垣字上土居二四番ノ一、
二四番ノ四、二四番ノ三、二四
番ノ五地先 六合一匁

道橋改良)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十八年十二月二十七日認可した。

昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県告示第六百七十八号

下蚊屋土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道橋)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用

する同法第十条第一項の規定により、昭和三十八年十二月二十七日認可した。

昭和三十八年十二月二十七日

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

鳥取県教育委員会規則第十四号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二中「その他必要な職員」を「甲板長、操機長、司ぢゅう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員及び機関員」に改める。

昭和三十八年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第六百八十八号

昭和三十九年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年十二月二十七日